

令和7年第2回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和7年6月25日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第38号議案 幸田町税条例の一部改正について
- 第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
- 第40号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第41号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第43号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事）
- 第44号議案 工事の請負契約について（高齢者生きがいセンター移転施設改修工事）
- 第45号議案 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）
- 第46号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
- 第47号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議員提出議案第3号 幸田町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	10番 黒木一君
11番 藤江徹君	12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君
14番 丸山千代子君	15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君

欠席議員（1名）

9番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	池田和博君	企画部長	内田守君
総務部長	菅沼秀浩君	参事（税務担当）	稲熊公孝君
危機管理監	長谷優一郎君	住民こども部長	三浦正義君

健康福祉部長 谷川 啓 君 参事(健康保健担当) 相川美代子君
環境経済部長 大熊隆之君 建設部長 鳥居靖久君
上下水道部長 齋藤啓一君 消防長 山本秀幸君
教育部長 山本晴彦君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
局 長 岩瀬 仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ここで御報告いたします。9番 鈴木久夫議員は疾病のため、本定例会の全ての会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（廣野房男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15人であります。

議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 田境 毅議員及び8番 石原昇議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、第37号議案から第47号議案までの11件を一括議題とします。

これから、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、藤江徹議員。

〔11番 藤江 徹君 登壇〕

○11番（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和7年6月25日

議長 廣野房男様

委員長 藤江 徹

令和7年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第37号 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

宛名番号を管理するシステムを運用することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第38号 幸田町税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第39号 幸田町都市計画税条例の一部改正について
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事）
3小学校体育館空調設備設置工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 工事の請負契約について（高齢者生きがいセンター移転施設改修工事）
高齢者生きがいセンター移転施設改修工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）
小型動力ポンプ付水槽車の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、総務教育委員会所管に関わる歳入及び歳出

総務教育委員会所管部分、第1条、歳入、7,075万2,000円追加。歳出、7,064万3,000円追加。第2条、繰越明許費の追加、公用車（48号車）購入事業。第3条、債務負担行為の追加、国内大学進学支援奨学金に要する経費、海外留学支援奨学金に要する経費、債務負担行為の変更、LED防犯灯更新に要する経費。第4条、地方債の追加、災害時、被災者生活再建支援及び安否確認に紐づく情報一元化事業。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔11番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。
7番、田境 毅議員。

〔7番 田境 毅君 登壇〕

○7番（田境 毅君） 皆さん、おはようございます。

それでは、福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和7年6月25日

議長 廣野房男様

委員長 田境 毅

令和7年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第40号 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合させることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

長嶺・久保田集落家庭排水処理施設及び荻集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、福祉産業建設委員会所管に関わる歳入及び歳出

福祉産業建設委員会所管分、第1条、歳入、479万3,000円減額。歳出、468万4,000円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第1条、歳入歳出80万3,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔7番 田境 毅君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 以上で、各委員会の委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、上程議案11件について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山議員。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） 第41号議案、幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、課税限度額を引き上げることについて反対するものであります。

国の法定限度額の引上げに伴い、基礎課税額を1万円、後期高齢者支援金等課税額を2万円、合計3万円を引き上げ、現行の課税限度額106万円を109万円にと引き上げるものであります。

影響する世帯数は66世帯で、170万9,000円の増収を見込みます。

課税限度額の毎年の引上げは、国保税全体にも影響をするとおぼやかるを得ません。高過ぎて払えない国保税になってきているのは、高齢者や自営業者、非正規など、加入者にとっては生活を圧迫する切実な問題であります。

低所得者の保険税軽減では一定あるものの、全国自治会は国保税の水準を協会けんぽ

並みに引き下げるために、1兆円の財政支援の拡充が必要であると要望も出されております。国保税は県単位化となり、値上げが続いております。国保税の値上げが新たな滞納を増やし、国保財政を圧迫するという悪循環を招くものであります。

今回の課税限度額を109万円に引き上げる対象は、年収約1,000万円を超えるものであります。その割合は年収の1割を占めるものになります。協会けんぽと比較をすると、約2倍の負担額となることも明らかであります。

国に対しても公費を投入し、国保税の引下げを求めることを主張し、反対討論といたします。

- 議長（廣野房男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣野房男君） これをもって、討論を終結します。

これから、上程議案11件について採決いたします。

採決の方法は、起立によります。

採決は、議案番号順に採決します。

最初に、第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 工事の請負契約について（高齢者生きがいセンター移転施設改修工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、
本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。



日程第3

○議長（廣野房男君） 日程第3、議員提出議案第3号 幸田町議会委員会条例の一部改正
についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

13番、笹野康男議員。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議員提出議案第3号 幸田町議会委員会条例の一部改正についてであります。

幸田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記議案を所定の賛成
者とともに連署し、提出をいたします。

令和7年6月25日

提出者	幸田町議会議員	笹野康男
賛成者	幸田町議会議員	石原昇 丸山千代子 稲吉照夫 藤江徹 田境毅 岩本知帆

提案理由

議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行う必要があるからであります。

改正の要旨を簡単に説明させていただきます。

このたびの改正は、地方議会に係る手続のオンライン化等を内容とする、地方自治法
の一部改正を受け、委員会の運営において必要とされる書面等を前提とする手続につい
て、オンラインによる手続を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

なお、具体的には、公聴会における手続において、公聴会に出席して意見を述べよう
とする者は、文書であらかじめその理由等を申し出なければならないとされております
ところ、これにオンラインによる方法も可能とする規定であります。

また同様に、公聴人は、委員会が許可した場合は、代理人または文書による意見の陳

述を述べることができるとされておりますが、これも同様にオンラインによる方法も規定に追加するものであります。

その他、委員会の会議記録の作成において、電磁的記録により行うことも可能とするなどの改正を行うとともに、併せて字句の整理を行うものであります。

施行期日は公布の日であります。

以上、議員提出議案第3号の説明をさせていただきました。

よろしく願いをいたします。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 趣旨説明は終わりました。

これから、ただいま議題となっております議員提出議案第3号について、質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条及び第56条の規定により15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひします。

議員提出議案第3号について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決します。

採決の方法は、起立により行ひます。

議員提出議案第3号 幸田町議会委員会条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願ひます。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4

○議長（廣野房男君） 日程第4、閉会中の委員会視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、議会広報特別委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出どおり決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで、令和7年6月4日に召集されました令和7年第2回幸田町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 9時27分

○議長（廣野房男君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和7年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月4日から本日まで、22日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始、御熱心に御審議いただき、本日、提案させていただきました議案も含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に活かしてまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度、答弁をさせていただきましたが、さらに検討をい

たし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお
願い申し上げます。

ここで御報告とお知らせを申し上げます。

まず御報告についてでございます。3点でございます。

1点目は、彦左まつりの中止についてでございます。

本年、本格的な夏の訪れと同時に夏の風物詩となっており、また平成元年から30年
以上の長きにわたり、幸田町民に親しまれてきました「幸田彦左まつり」であります
が、近年の夏季における猛暑や熱中症対策に伴い、まつり参加者の皆様の安全を考慮し、
令和7年度の開催を休止いたします。楽しみにしていただいた皆様には大変申し訳あり
ませんが、御理解をいただきたいと思っております。

また、本年度は安心・安全にお楽しみいただける「幸田彦左まつり」となるよう検討
期間とさせていただき、令和8年度からは町主催にて、開催時期や方法を検討の上、再
開を目指してまいります。御理解いただきますよう、お願いいたします。

2点目でございます。

予算をお認めいただいた3小学校の体育館空調設備設置工事でございます。

昨年度に設置が完了いたしました3中学校に続き、今回の議決に基づき、坂崎小学校、
深溝小学校及び豊坂小学校の3小学校の体育館に空調設備の設置を進めさせていただきます。

工事につきましては、夏休み期間を中心に、10月20日までを工期といたします。

残る3小学校におきましても、今年度中に完了するよう計画しております。

以上により、町内全小中学校の災害時における避難所としての機能及び近年の猛暑に
より支障が生じている学校活動に対する安全な環境が確保されることとなります。御承
知おきいただきたいと思っております。

3点目でございます。

姉妹都市協定を締結する長野県箕輪町についてでございます。

来月、7月26日の土曜日であります。箕輪町の夏の風物詩となっております「第
36回みのわ祭り」が行われます。

箕輪町とは、災害時相互応援協定の締結をはじめ、文化、スポーツなど様々な交流を
お互いに行ってきておりますが、姉妹都市協定の締結前に、お互いをもっとよく知り合
い、理解と交流を深めるため、正副議長、福祉産業建設委員長にも御同行いただき、町
の関係部課長など、総勢11名で「みのわ祭り」に参加をしたいと考えておりますので、
どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、お知らせについてでございますが、2点でございます。

1点目は、参議院議員通常選挙についてでございます。

第27回参議院議員通常選挙が7月20日日曜日に執行されます。選挙権年齢が満1
8歳以上に引き下げられて10年を迎える節目の年であります。投票日に投票に行けな
い人は、4日の金曜日から投開票日の前日の19日土曜日まで、中央公民館で行ってい
る期日前投票を御利用いただけたらと思っております。事務に関しましては、法令を遵守し、
適切な管理執行に努めてまいります。

2点目は、こうた夏まつりの開催についてでございます。

8月16日の土曜日、ハッピネス・ヒル幸田において、今年もこうた夏まつりを開催いたします。

ステージイベントや町民総踊り、キッチンカー、マルシェなどお楽しみいただきまして、最後は花火で締めくくる幸田の夏の風物詩であります。

小さなお子さんから、夏休み中の学生さん、親御さんの世代から御年配の方に至るまで、どの年代の方々もわくわくして楽しめるお祭りとなるようにしたいと考えております。

多くの町民の皆様と共に盛り上げていくために、議員の皆様も御参加について御配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

梅雨の折から天候が不順で蒸し暑い日が続くことかと思いますが、議員の皆様におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただきまして、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

ここで2点、御連絡を申し上げます。

まず1点目、この後、消防本部のほうで購入しました移動型バリアフリートイレトレーラーのお披露目が行われますので、役場庁舎の正面駐車場に御移動をお願いいたします。

2点目です。移動型バリアフリートイレトレーラーのお披露目の終了後、11時30分から、タブレット端末の勉強会を行いますので、第2委員会室にお集まりください。

連絡は以上であります。

大変御苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和7年6月25日

議 長

議 員

議 員